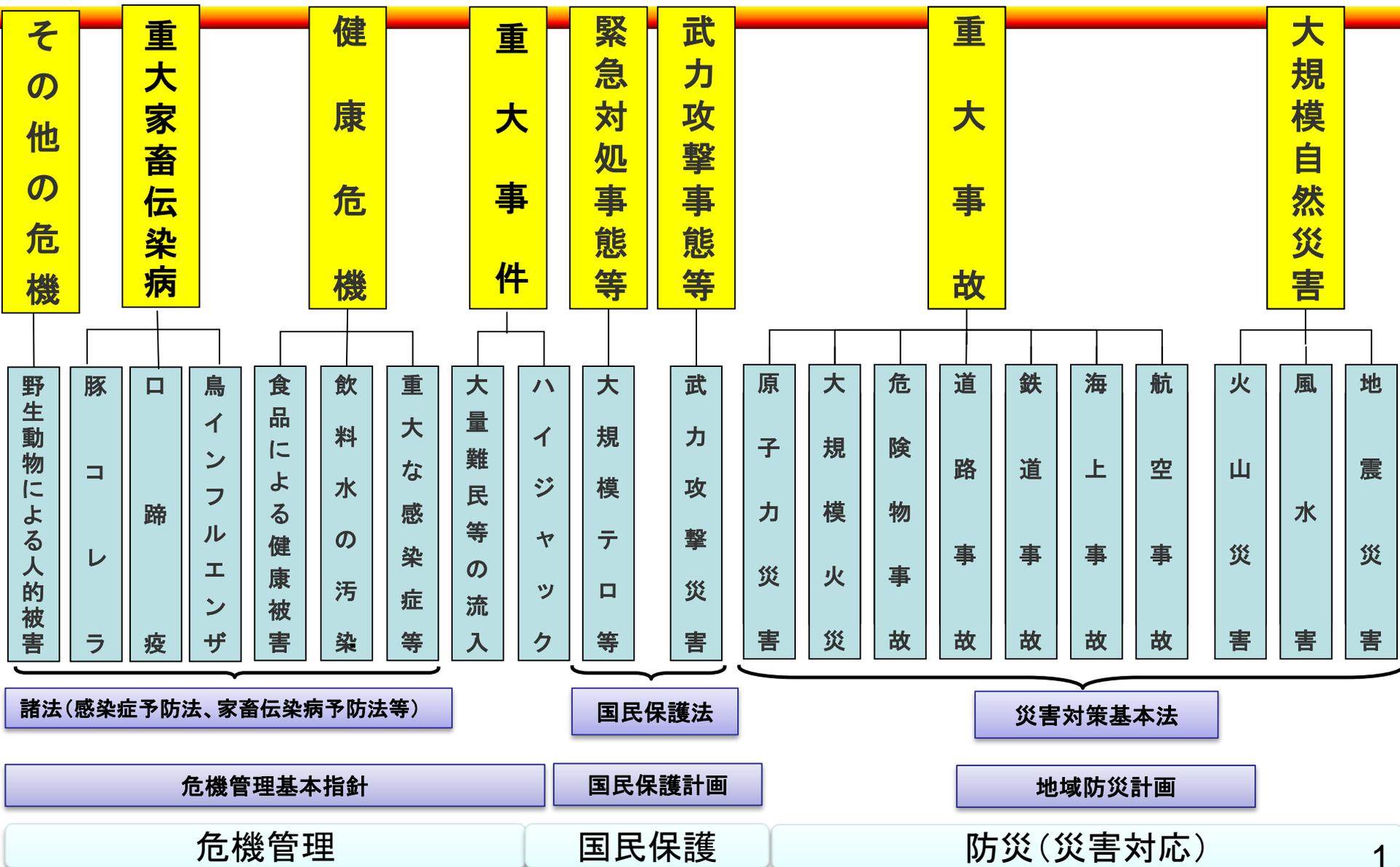


# 国民保護について

令和元年8月27日  
南あわじ市国民保護協議会

兵庫県企画県民部災害対策局  
災害対策課 防災・危機管理班  
阿部志郎

# 災害の分類(主なもの)



# 国民保護とは

武力攻撃や大規模テロがあった際に、国・地方公共団体・関係機関などが協力して住民を守るための仕組み

国民保護措置  
の3つの柱

住民の避難

警報の伝達  
避難の実施

避難住民の救援

収容施設の供与  
食品等の提供  
医療の提供

武力攻撃災害への  
対処

消火、救助  
警戒区域の設定  
退避の指示

# 有事(武力攻撃事態対処)法制の全体像

武力攻撃事態等対処法(平15法79号)

15. 6. 9 成立  
15. 6. 13 施行

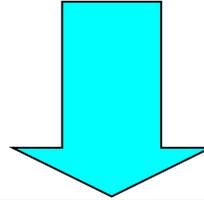
武力攻撃事態等への対処の基本理念、国・地方公共団体の責務等基本となる事項を規定  
武力攻撃事態対処のための態勢整備  
事態対処法制の整備(第22条)

自衛隊法改正

防御施設構築等の行動円滑化  
措置

安全保障会議設置法改正

事態対処専門委員会の設置



武力攻撃事態等対処法に基づく個別法制

16. 6 成立

国民保護法制

①国民保護法

自衛隊や米軍  
の行動の円滑  
化に関する  
法制

②米軍行動関連  
措置法  
③海上輸送規制  
法  
④自衛隊法一部  
改正法

交通及び通信  
の総合的な調  
整等に関する  
法制

⑤特定公共施設  
利用法

捕虜の取扱い  
に関する法制

⑥捕虜取扱い法

武力紛争時に  
おける非人道的  
行為の処罰  
に関する法制

⑦国際人道法  
違反処罰法

法律

条約

①ACSA改正協定

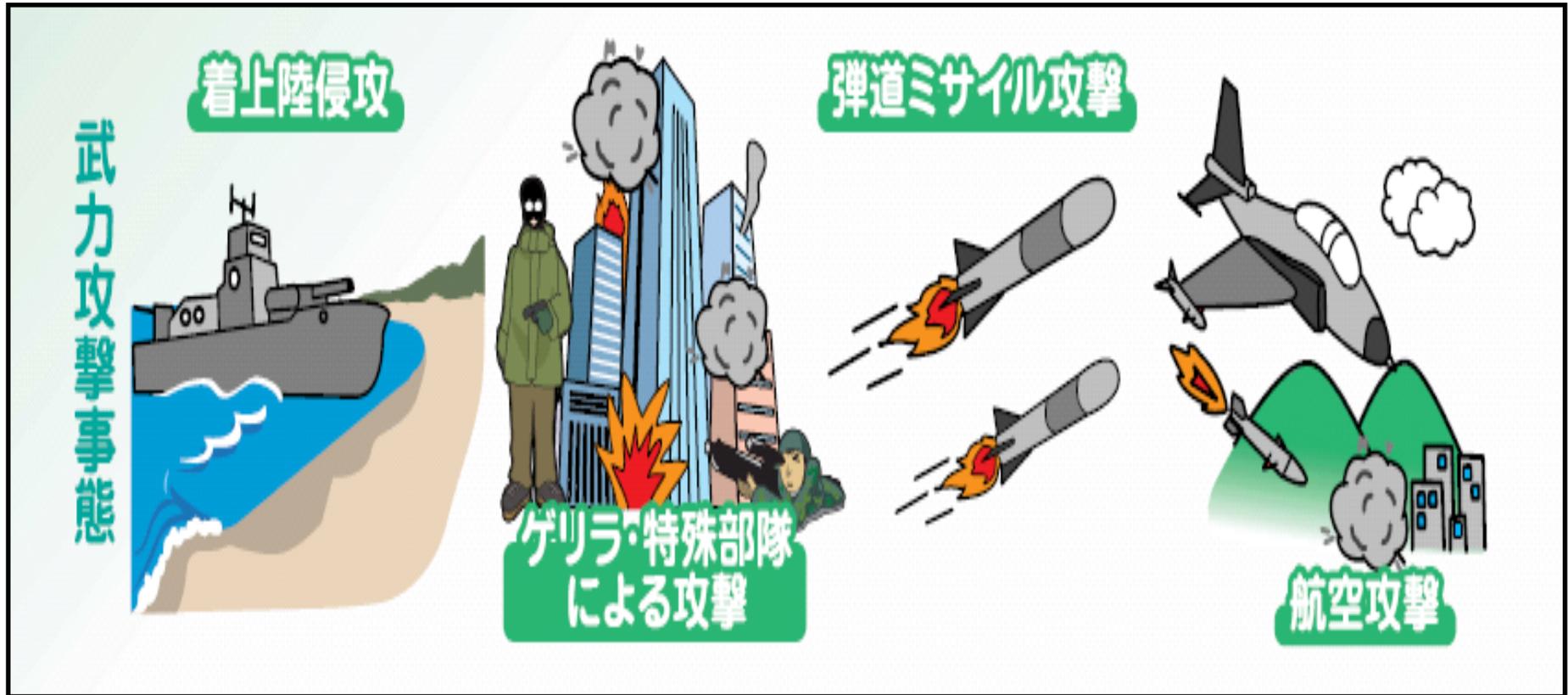
②ジュネーブ諸条約第1追加議定書、③第2追加議定書

# 武力攻撃事態等の類型

	事態類型	内 容	根 拠	備 考
1	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	第2条 第1項 第2号	武力 攻 撃 事 態 等
2	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	第2条 第1項 第3号	
3	緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	第22 条第1 項	

# 想定される事態

## 武力攻撃事態



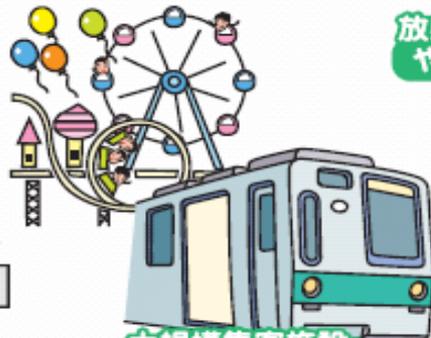
# 想定される事態

## 緊急対応事態

分類	具体例
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	原子力事業所等の破壊等
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	大規模集客施設や駅の爆破等
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	炭疽菌やサリンの大量散布等 (NBCテロ)
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等	航空機による自爆テロ等

緊急対応事態  
(大規模テロなど)

石油コンビナートなどの爆破、  
危険物積載船への攻撃など



大規模集客施設・  
ターミナル駅や列車の爆破など

放射性物質の拡散、炭疽菌  
やサリンの大量散布など



航空機による自爆テロなど

# 武力攻撃事態等への対処の手続き

## 1 対処基本方針の策定

政府は、武力攻撃事態等に至ったときは、対処基本方針を定める。(案:内閣総理大臣作成、閣議決定後国会承認)

- 武力攻撃事態等であることの認定及びその認定の前提となった事実  
→**事態認定**
- 事態対処に関する全般的な方針
- 対処措置に関する重要事項

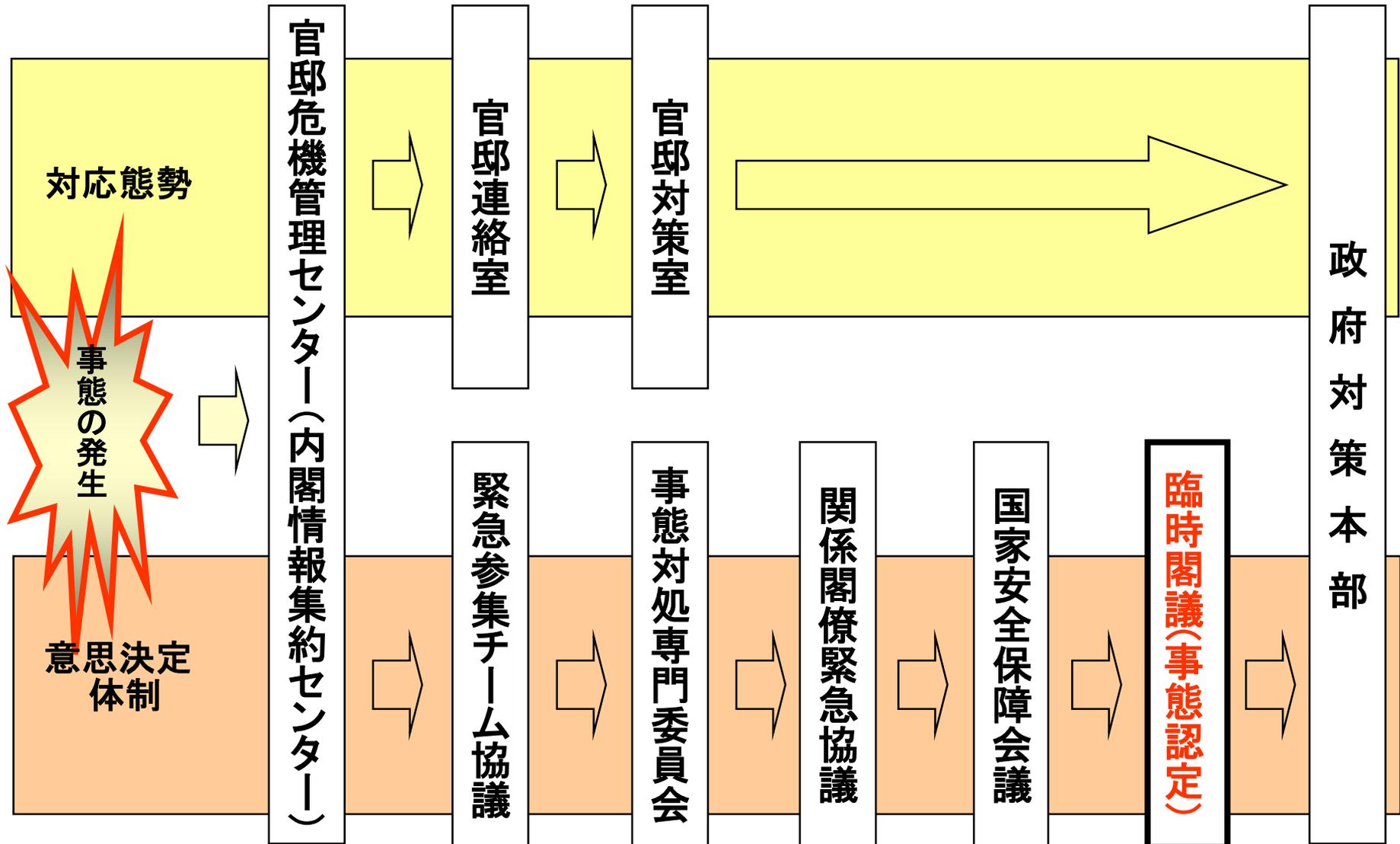
## 2 武力攻撃事態等対策本部の設置

閣議決定により、内閣に臨時に設置(長:内閣総理大臣)

## 3 都道府県・市町村国民保護対策本部の設置

閣議で指定された地方公共団体は、直ちに国民保護対策本部を設置しなければならない。

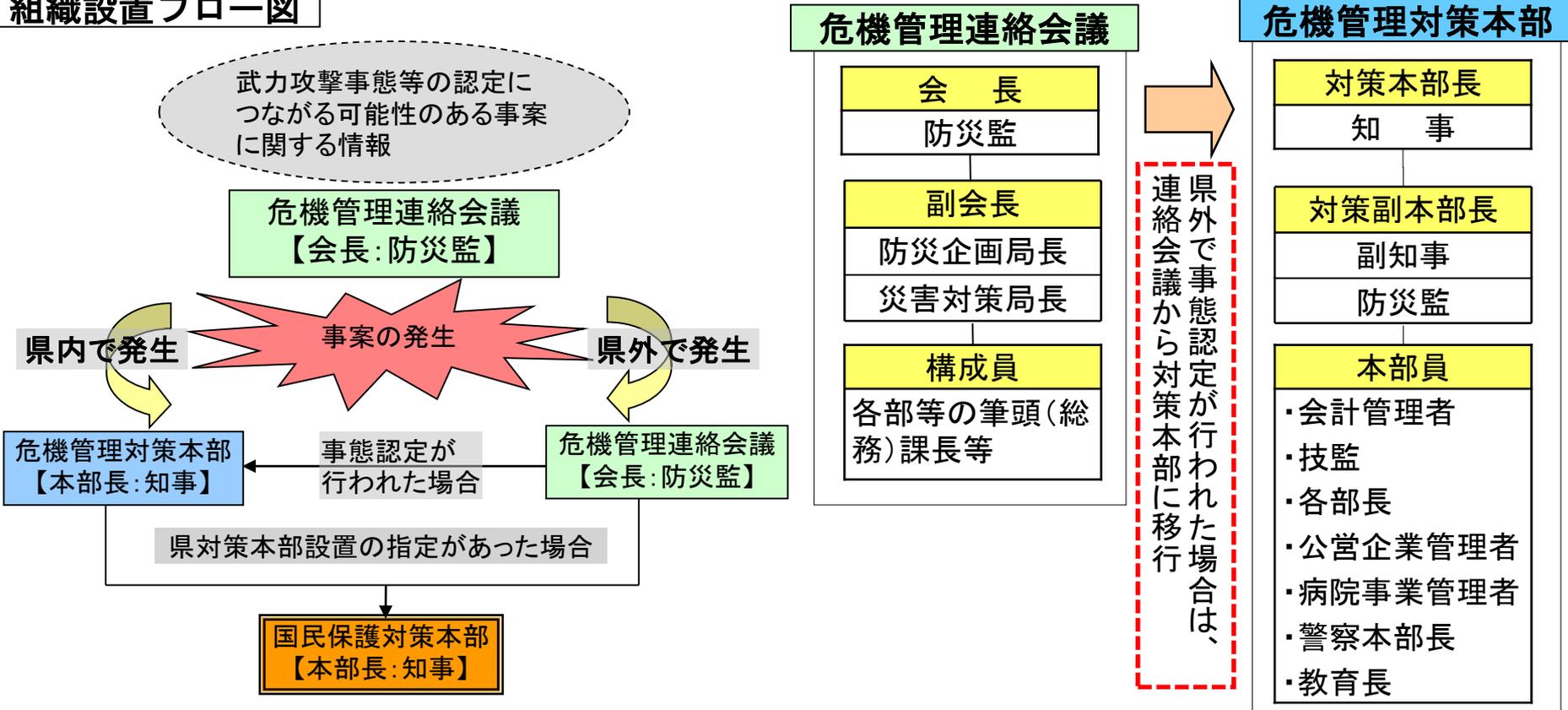
# 事態認定までの国（政府の対応）の流れ



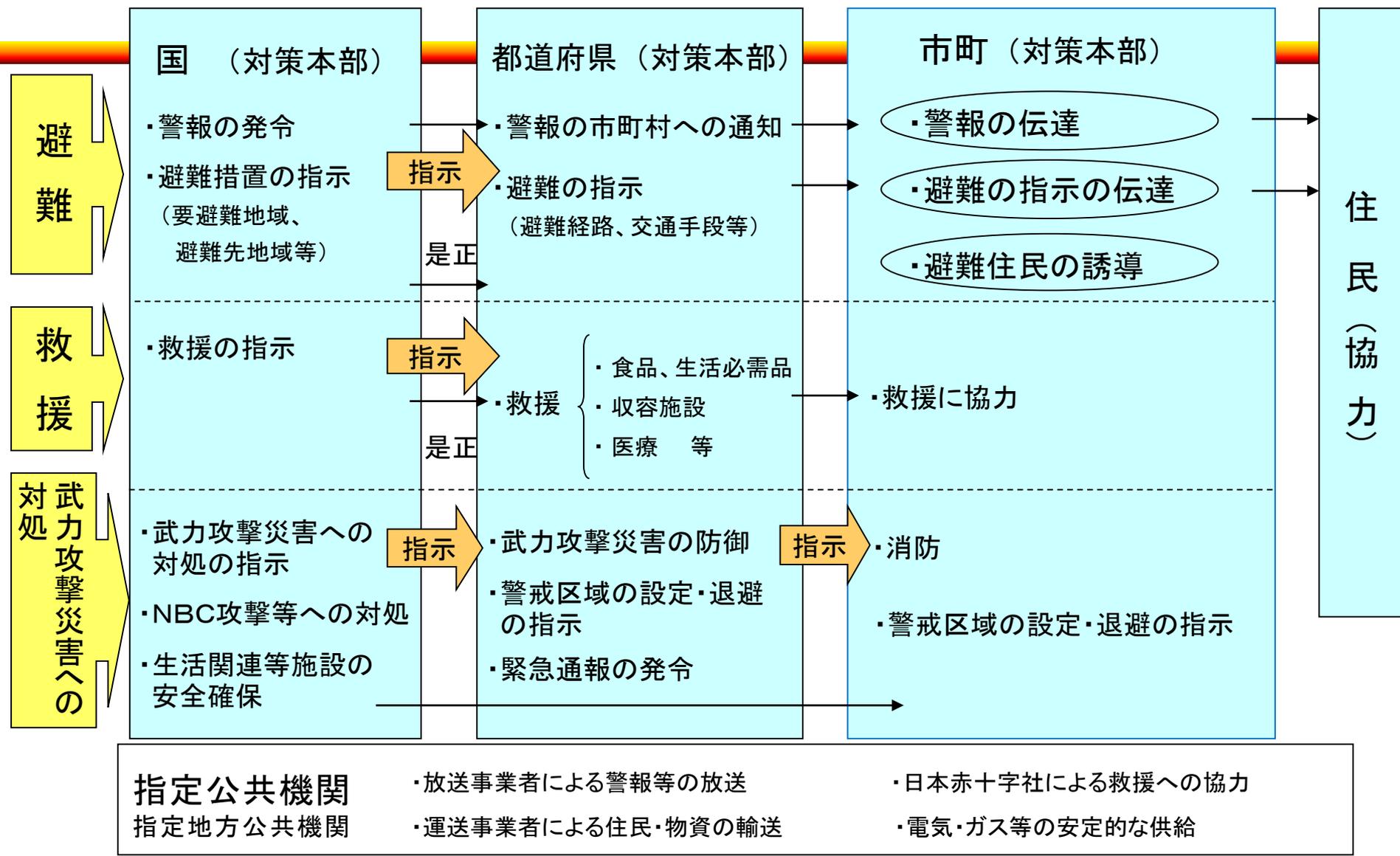
# 本県の武力攻撃事態等への対処の手続き

- 国から国民保護対策本部の設置指定がある場合 ⇒ 国民保護対策本部設置
- 国から国民保護対策本部の設置指定がないが、  
情報収集、応急対策等について全庁的な対応が必要であると認められる場合  
⇒ 危機管理対策本部(県内発生等の場合及び県外で事態認定された場合)  
⇒ 危機管理連絡会議(県外発生の場合)

## 組織設置フロー図



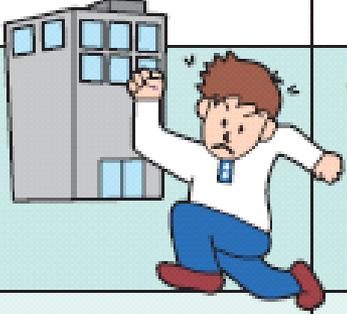
# 武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



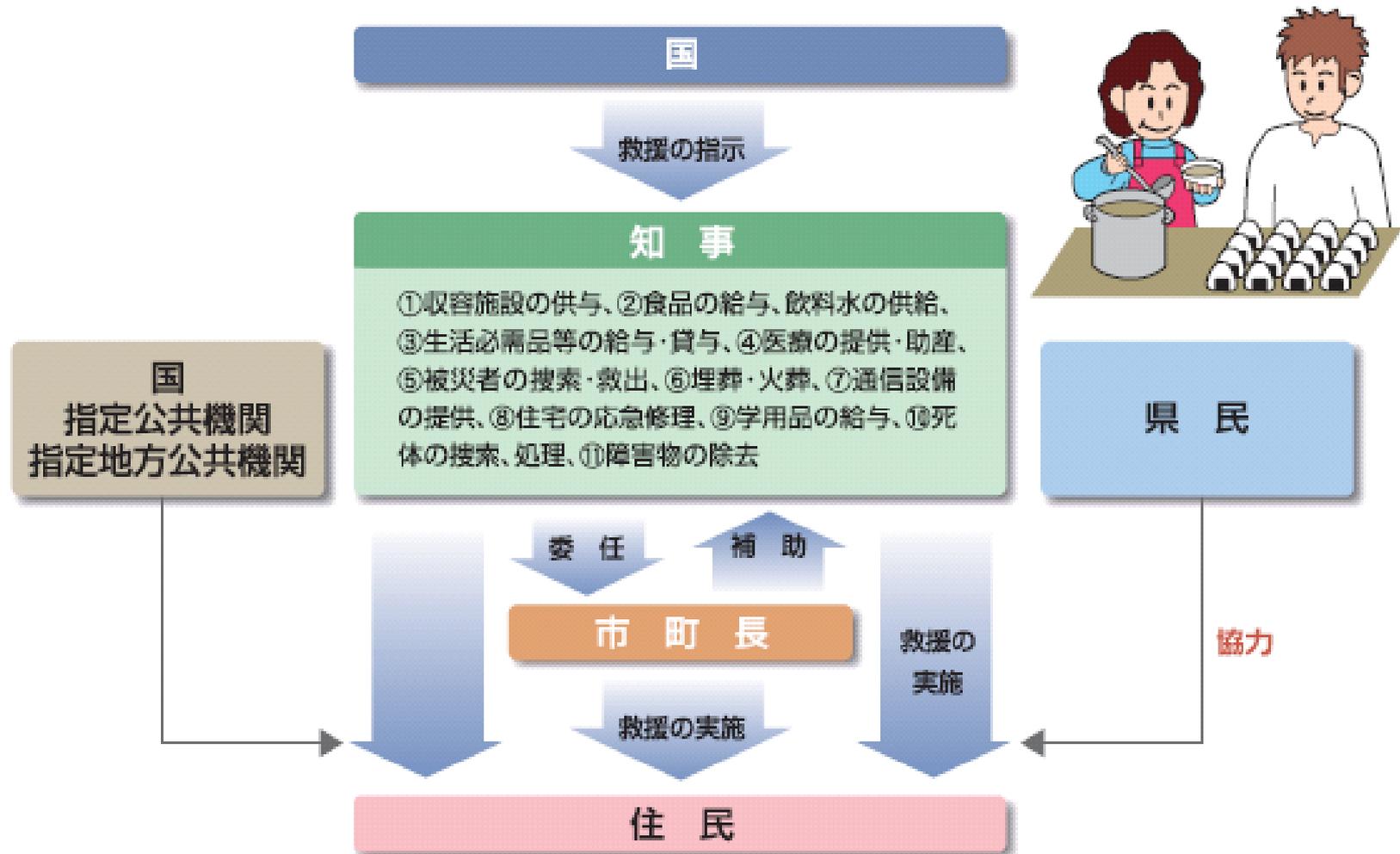
国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携



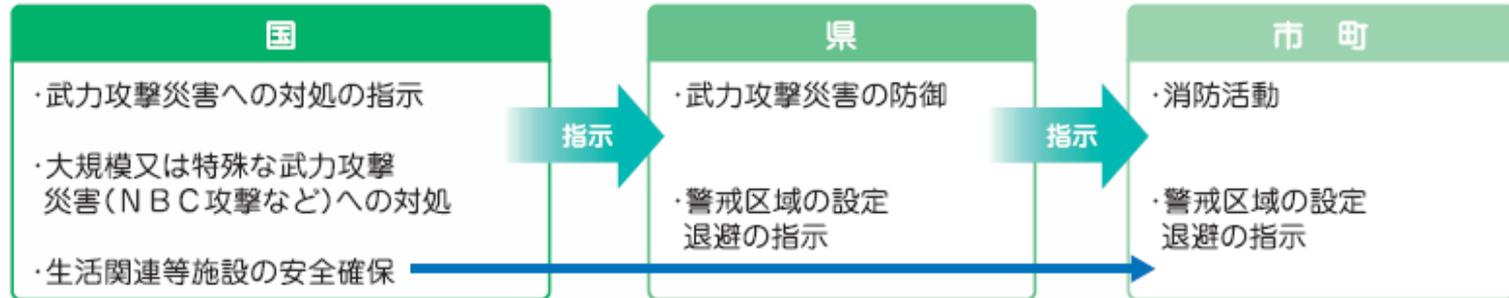
# 避難の種類

	想定される場面	避難の方法
<p>屋内への避難</p> 	<p>○極めて短時間での避難が必要な場合や、屋外へ出ることが危険な場合 (弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけコンクリート造りなどの施設や地下施設に避難</li> <li>・事態の推移、被害の状況などに応じ、他の安全な地域に移動</li> </ul>
<p>市町内の避難</p> 	<p>○移動の安全が確保され、時間的に余裕がある場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ徒歩で避難施設に避難</li> <li>・遠方への避難が必要な場合は、できるだけ徒歩で一時集合場所へ移動し、市町長が要請したバスなどにより避難</li> </ul>
<p>県内他市町への避難</p> 		<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ徒歩で一次集合場所へ移動し、知事が要請したバスなどにより避難</li> <li>・鉄道、路線バスなどの公共交通機関が利用可能な場合は、これらを利用</li> </ul>
<p>県外への避難</p> 	<p>○広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、広域避難が必要な場合 (大規模な着上陸侵攻などの本格的な侵略事態など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ徒歩で駅、港湾などに集合し、鉄道、船舶など指定された公共交通機関により避難</li> <li>・できるだけ徒歩で一次集合場所へ移動し、知事が要請したバスなどにより避難</li> </ul>

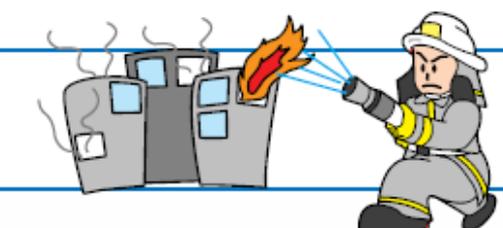
# 救 援



# 武力攻撃災害への対処



## 【主な措置の内容】

<p>退避の指示 警戒区域の設定</p>	 <p>目今の危険を避けるため、一時的な退避の指示や立入制限(禁止)などを命じる区域の設定を行います。</p>
<p>生活関連等施設の 安全確保</p>	<p>発電所、浄水施設、危険物質の貯蔵施設などの生活関連等施設に対し、警備の強化など安全確保のための措置を行うよう要請します。</p> 
<p>危険物質などにか かる武力攻撃災害 の発生防止</p>	<p>危険物質などの取扱所に対し、施設の使用や製造などの禁止・制限などを命じます。</p>
<p>消防活動</p>	 <p>武力攻撃災害を防御するため、消火活動及び救助・救急活動を行います。</p>

# 各機関等の責務

## 国

- ・ 国民保護措置について基本的な方針を策定し、万全の態勢で措置を実施する。
- ・ 国民保護措置に関し、国費による適切な措置を実施する。

## 地方公共団体

- ・ 国の方針に基づき、それぞれの区域における国民保護措置を総合的に推進する。
- ・ 地方公共団体の措置に係る経費は、原則国庫負担

## 指定公共機関・指定地方公共機関

それぞれの業務について国民保護措置を実施する

## 国民

国民保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

# 国民（市民）の協力

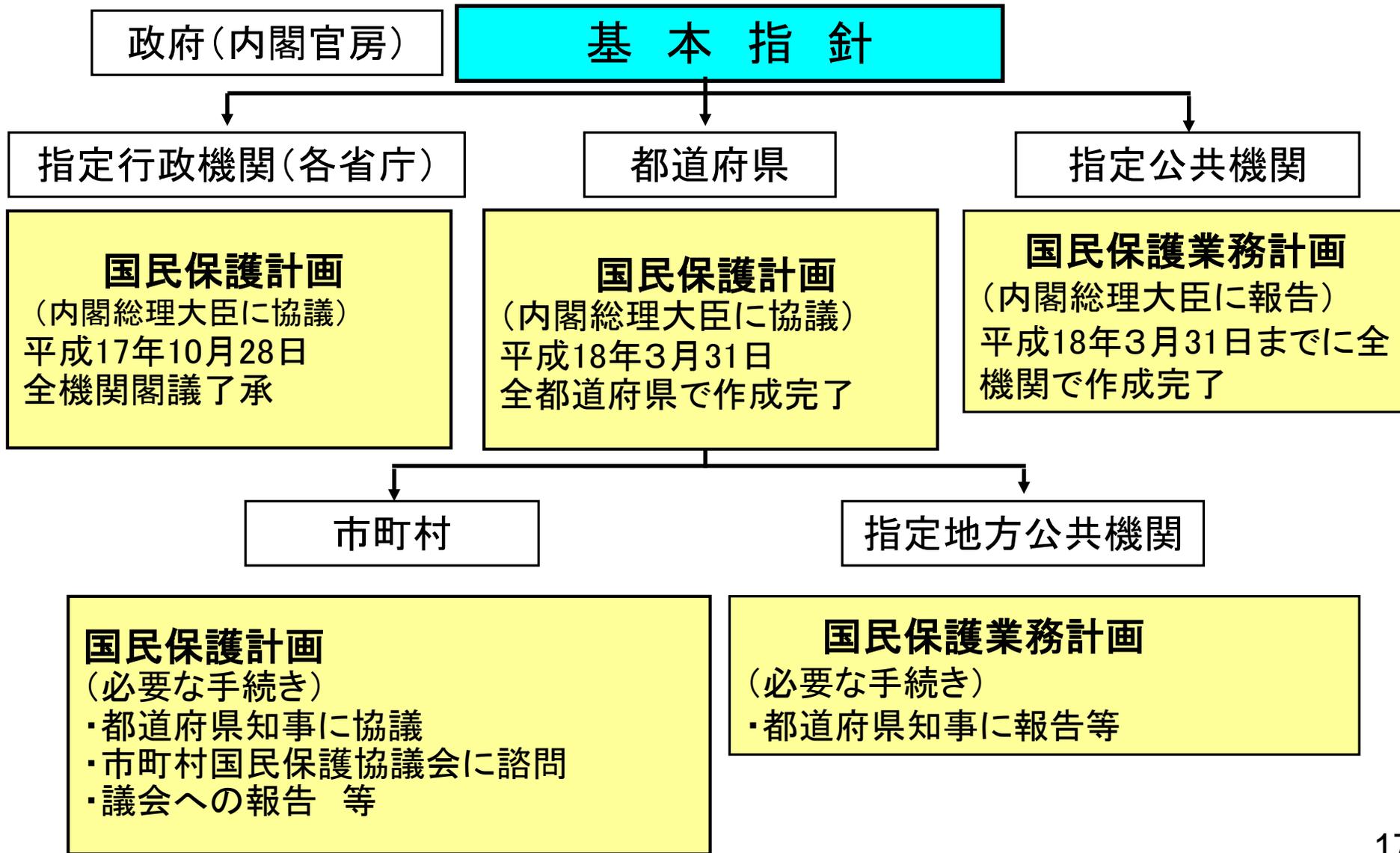
国民保護法では、国民（市民）に協力を要請できる場合を限定

## 【協力の内容】

- 1 住民の避難や被災者の救援の援助
- 2 消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助
- 3 保健衛生の確保に関する措置の援助
- 4 避難に関する訓練への参加

- 協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮
- 国民が協力の要請に応ずるか否かは任意とし、義務とはしない。
- 国や地方公共団体は、要請に基づく協力により、国民（市民）が死亡・負傷等した場合はその損害を補償
- 国や地方公共団体は、住民の自主的な防災組織やボランティアの国民の保護のための活動に対し、必要な支援を実施

# 国民の保護に関する計画の全体像



# 近年の国民保護対象事案等（海外含む）

○スリランカ同時爆発事件	2019年 4月21日	【死者 290名】
○クライストチャーチモスク銃乱射事件	2019年 3月15日	【死者 51名】
○ピッツバーグシナゴーク襲撃事件	2018年10月27日	【死者 11名】
○アフヴァーズ軍事パレード襲撃事件	2018年 9月22日	【死者 25名】
○パリ同時多発テロ事件	2015年11月13日	【死者 130名】
○バリ島同時爆破事件	2005年10月 1日	【死者 23名】
○バリ島爆弾テロ事件	2002年10月12日	【死者 202名】
○米国同時多発テロ事件	2001年 9月11日 ニューヨーク市 国際貿易センタービル ワシントンDC 国防総省ビル ペンシルヴェニア州西部	【死者 2,829名】 【死者 189名】 【死者 44名】
○テポドン発射事案	1998年8月31日 北朝鮮が試験的に発射。日本本土を越え三陸沖に着弾	
○地下鉄サリン事件	1995年3月20日	【死者 12名】
○松本サリン事件	1994年6月27日～28日	【死者 7名】

# 米国同時多発テロ事件(2001.9.11)

## 9/11調査委員会報告書 THE 9/11 COMMISSION REPORTより

アルカイーダのもう一つの選  
択肢は、ハイジャックした航空  
機を日本、シンガポール又は  
韓国のアメリカ関係施設に突っ  
込ませることだった。

アルカイーダは、**日本もテロの標的**であることを明言



The operatives would hijack U.S.-flagged commercial planes flying Pacific routes across East Asia and destroy them in midair, possibly with shoe bombs, instead of flying them into targets. **(An alternate scenario apparently involved flying planes into U.S. targets in Japan, Singapore, or Korea.)** This part of the operation has been confirmed by Khallad, who said that they contemplated hijacking several planes, probably originating in Thailand, South Korea, Hong Kong, or Malaysia, and using Yemenis who would not need pilot training because they would simply down the planes.

# パリ同時多発テロ

(2015年11月13日夜:日本時間14日早朝)



死者130人  
重傷者99人



出典:読売新聞オンライン

◆仏検察当局が発表した同時テロ事件の流れ  
ロイター通信などによる

13日

- 午後9時20分  
パリ郊外の「フランス・スタジアム」で爆発。市民1人と自爆テロ犯1人が死亡
- 午後9時25分  
カンボジア料理店「ル・フティ・カンボージュ」と、バー「ル・カリオン」付近で、武装グループが発砲。15人が死亡し、10人が重傷
- 午後9時半  
「フランス・スタジアム」で2度目の爆発。自爆テロ犯が死亡
- 午後9時32分  
ピザ店「ラ・カーサノストラ」付近で、武装グループが発砲。5人が死亡し、8人が重傷
- 午後9時36分  
喫茶店「ラ・ベル・エキップ」付近で、武装グループが発砲。19人が死亡し、9人が重傷
- 午後9時40分頃  
レストラン「ル・コントワール・ポルテール」付近で自爆テロ。1人が重傷
- 午後9時40分  
車が劇場「バタ克蘭」近くで停車。武装グループが押し入り、観衆に発砲して立てこもり
- 午後9時53分  
「フランス・スタジアム」付近で、3度目の爆発。自爆テロ犯1人が死亡
- 午前0時20分  
仏特殊部隊が「バタ克蘭」に突入し、実行犯3人が死亡。うち2人は自爆した。少なくとも89人が死亡し、負傷者が多数

14日

1月に銃撃事件があった「シャルリー・エブド」社

# 海外における邦人被害

ダッカ襲撃テロ事件(2016.7)  
5カ国22人死亡【日本人7人】

## バングラ 日本人7人死亡



## 人質男性5人女性2

朝日新聞

7月31日

号

「イスラム国」  
日本人殺害 警告か



アルジェリア人質事件(2013.1)  
8カ国37人死亡【日本人10人】

平成25年1月21日(月)

朝日新聞

号外

## 日揮の7邦人死亡

アルジェリア人質事件 3人安否不明



政府確認、安倍首相「痛恨の極み」

イスラム国邦人人質事件  
(2014.8~2015.2) 日本人2人殺害

# 北朝鮮による弾道ミサイル発射事案(令和元年)

## 1 弾道ミサイルの発射

(EEZ=排他的経済水域)

	発射日時	発射数	日本海等への落下	種類
1	5月4日(土) 9時6分頃～27分頃	複数発	○(EEZ外)	短距離弾道ミサイル(多連装ロケット砲)
2	5月9日(木) 16時29分頃、49分頃	2発	○(EEZ外)	短距離弾道ミサイル
3	7月25日(木) 5時34分頃、37分頃	2発	○(EEZ外)	新型短距離弾道ミサイル
4	7月31日(水) 5時6分頃、27分頃	2発	○(EEZ外)	短距離弾道ミサイル
5	8月2日(金) 2時59分頃、3時23分頃	2発	○(EEZ外)	大口径操縦ロケット砲
6	8月6日(火) 5時24分頃、36分頃	2発	○(EEZ外)	新型短距離弾道ミサイル
7	8月10日(土) 5時34分頃、5時50分頃	2発	○(EEZ外)	新型短距離弾道ミサイル
8	8月16日(金) 8時1分頃、16分頃	2発	○(EEZ外)	短距離弾道ミサイル
9	8月24日(土) 6時45分頃、7時2分頃	2発	○(EEZ外)	短距離弾道ミサイル

# 防災と国民保護①

## 防災

地震、台風等  
地理的状况、気象状况等による

自治事務

市町村(国、県は補完)

市町村

独自に設置

自主的な避難

・補完  
・市町村による避難の勧告・指示  
(緊急通報、防御措置は実施しない)

## 国民保護

武力攻撃、テロ  
悪意ある相手により引き起こされる

法定受託義務

国→県→市町村

国

国の指定による設置

避難誘導

・主体  
・県による避難の指示、緊急通報、防御措置

事務性格

対応主体

費用負担

対策本部

避難

県の役割

### 共通点・共通課題

#### ○情報伝達

- 瞬時：Jアラートの整備、同報無線整備
- 代替機能の確保：衛星携帯電話、ヘリコプターテレビ

#### ○避難

- 要援護者対策
- 避難計画の事前周知や避難訓練が必要
- 自主防災組織の拡大、事業所毎の取組みが重要

○救援の主体は共に県

○備蓄・設備整備

○24時間即応体制

○消防本部との連携

### 防災と国民保護の対応の考え方

○武力攻撃やテロにおいては、狙われては困るところ(脆弱性)を常に意識することが重要。

○武力攻撃やテロにおいては、防災以上に迅速な情報伝達、情報共有が重要。

○対応の在り方としては、防災の総点検を行い、防災面の強化を図るなかで、武力攻撃やテロにも対処しうる体制を整備が重要。

○事態が生じた時、いかに対応するかについて国民(市民)一人一人に理解してもらうことが特に重要。

# 防災訓練と国民保護訓練の共通点

## 防災訓練

- ・情報の受・伝達
- ・住民の避難誘導
- ・対策本部の運営 など

(重要なポイント)  
・防災訓練を積み重ねることにより、関係機関との顔の見える関係を構築＜連携強化

## 国民保護訓練

- ・武力攻撃・テロへの直接的な対処
- ・事態認定に係る措置 など

(重要なポイント)  
・日常起こりうる緊急事態を日ごろから考える  
・緊急事態の基本型を反復訓練→応用力を養成

- 防災訓練と国民保護訓練のそれぞれの特性を踏まえた訓練の企画・検討が必要
- いずれの場合も、日ごろから災害時の想像力を養うことが重要



# 国民保護訓練について

## 【国民保護訓練】

国際的なスポーツ大会等を見据え、テロ対処能力の一層の向上を図ることは喫緊の課題となっており、万全の対策を一層実施する必要があるため、訓練を実施

### ※国際的なスポーツ大会等

- ・G20サミット首脳会議(令和元年6月28日・29日)
- ・ラグビーワールドカップ2019
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック
- ・ワールドマスタースズゲームズ2021関西



# 国民保護実動訓練



検知・ゾーニング【ノビアスタジアム神戸】



負傷者の救出救助【ノビアスタジアム神戸】



除染所【ノビアスタジアム神戸】



救護所【ノビアスタジアム神戸】



化学剤除染【ノビアスタジアム神戸】



不審物除去【御崎公園駅】

# 国民保護図上・実動訓練



近隣住民避難



緊急避難場所【浜山小学校】



メンタルヘルスケア【浜山小学校】



犯人制圧【兵庫運河】



対策本部の活動【兵庫県】



対策本部の活動【神戸市】